

平成 27 年 2 月 23 日

高取町管理課長 殿

ボランティアグループ「高取町ご意見番」

代表幹事 中西宏次



[高取町管理課長への公開質問状] (再質問)

質問の件名又は内容

高取町老人福祉センターは、名前ばかりで本来の目的や機能がなされておらず、町の管理運営規則でも、利用対象者は高齢者（60歳以上）の方及び社会福祉事業団体、町内公共的団体、その他町長が許可した者となっており、利用申し込みが重複した場合には利用出来ない場合があります。また町議会開催において町が自ら使用するため、一般の方々の使用は許可していない状況であります。それならば、「老人福祉法による老人福祉センター」という県への名称登録は廃止されたら如何ですか。老人福祉センターという名称があるため、老人クラブや一般町民よりの不満や誤解が生じているように思います。今回の質問状は、平成 24 年 9 月 10 日より質問させて頂いている「高取町老人福祉センター」の事業廃止の手続きの進捗であります。今回の回答では、県へ事業廃止の手続きは取らず、「高取町老人福祉センター」の名称のまま庁舎としての取り扱いをされると判断して良いのでしょうか。

【参考】

老人福祉法第 20 条の 7（老人福祉センター）：老人福祉センターは、無料又は低額な料金で、老人に関する各種の相談に応ずるとともに、老人に対して、健康の増進、教養の向上及びレクリエーションのための便宜を総合的に供与することを目的とする施設とする。

※法律上、老人福祉法に位置付けされた「老人福祉センター」は、議会（委員会）会場としての運用よりも高齢者の利用が優先される。

※ご回答につきましては 3 月 9 日までに下記宛ご送付頂きますようお願いいたします。

尚、管理課長の回答内容は、町民の方々やホームページ、報道機関にも公開させて頂きます。

ゼロ回答やノーコメントも発表させて頂きますので、よろしくご協力の程、お願い申しあげます。

記

公開質問状への回答送付先

〒635-0151 高取町下子島 350

ボランティアグループ「高取町ご意見番」 代表幹事 中西宏次 宛

以上